

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ソロモン	ギゾ病院再建計画（詳細設計） のための贈与に関する日本国政府 とソロモン諸島政府との間の 交換公文	ギゾ病院再建計画（詳細設計） な役務の購入	72,000千円 H23.3.31まで	H21.2.2 ホニアラ で (同日)	日本側 岩撫明在ソロモン 臨時代理大使 クイラム・ ソロモン側 ハオヤエ外務・外国貿易 大臣	H21.2.13 61号
ソロモン	ギゾ病院再建計画のための贈与 に関する日本国政府とソロモン 諸島政府との間の交換公文	ギゾ病院再建計画を実施するために必要な生産物及び 役務の購入	1,900,000千円 H26.12.31まで	H21.6.17 ホニアラ で (同日)	日本側 岩撫明在ソロモン 臨時代理大使 ノレン・レニ ソロモン側 漁業・海洋資源大臣	H21.6.30 346号
ソロモン	ホニアラ市及びアウキ市給水設備 改善計画のための贈与に関する 日本国政府とソロモン諸島政府 との間の交換公文	ホニアラ市及びアウキ市給水設備改善計画を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	2,090,000千円 H26.12.31まで	H21.6.17 ホニアラ で (同日)	日本側 岩撫明在ソロモン 臨時代理大使 ノレン・レニ ソロモン側 漁業・海洋資源大臣	H21.6.30 347号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。